

公立鳥取環境大学環境士の資格認定に関する規程

平成25年4月19日
鳥取環境大学規程第29号

(趣旨)

第1条 この規程は、環境をめぐる諸問題を人と社会と自然との関係から広い視野で多角的、総合的に理解し、環境と調和した新しい社会経済システムの構築を創造的に取り組むことのできる環境マインドを持った人材を育成することを目的として、公立鳥取環境大学(以下「本学」という。)が実施する公立鳥取環境大学環境士(以下「TUES環境士」という。)に係る資格認定制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 TUES環境士とは、本学で環境に関する知識を修得し、かつ環境保全や環境に関する普及活動などの経験を有していると認定された者をいう。

(資格認定基準)

第3条 TUES環境士の資格認定は、次の各号のすべてに該当することを要する。

- (1) 公立鳥取環境大学履修規則(以下「履修規則」という。)第2条に定める授業科目のうち、環境マインド養成科目5科目をすべて履修し、そのすべての評価が履修規則第9条に定める評価でA又はBの者
- (2) ISO内部監査員又は鳥取県版環境管理システム(愛称「TEAS」)審査員補として1回以上従事した者
- (3) 環境関係に関する学外活動に年3回以上参加した者
- (4) 第1号から第3号までの要件を満たし、かつ、別表1に掲げる資格等のうちいずれか1つを取得した者

(申請方法)

第4条 TUES環境士の資格認定を希望する者は、公立鳥取環境大学環境士資格認定申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して学長に提出する。

(認定)

第5条 学長は、TUES環境士として資格認定することが適当であると認めた者に対し、公立鳥取環境大学環境士認定証(様式第2号)を交付する。

(認定の取消し)

第6条 TUES環境士として認定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は当該認定者の認定を取り消すものとする。

- (1) 本人が資格返上を申し出たとき
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき
- (3) 認定を受けた学生が在学中に法令、規則等に違反したとき

2 認定の取消し日は、学長が認定の取消しを認めた日とする。

(事務)

第7条 この資格認定に関する事務は、学務課が行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、TUE S環境士の資格認定に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月19日から施行する。

附 則(平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

資 格 名 等		
エネルギー管理員	エネルギー管理士	環境計量士
技術士	技術士補	気象予報士
教員免許 (中学・高校教諭 (理科))	公害防止管理者	臭気判定士
浄化槽管理士	東京都公害防止管理者	3 R 検定・低炭素社会検定
環境管理士	環境社会検定(e c o 検定)	グリーンアドバイザー
グリーンセイバー	サステナビリティ C S R 検 定	森林インストラクター
生物分類技能検定 4 級以上	ビオトープ管理士	物流環境管理士

様式第1号(第4条関係)

公立鳥取環境大学環境士資格認定申請書

年 月 日

公立鳥取環境大学学長 様

下記のとおり、公立鳥取環境大学環境士資格認定の申請をします。

ふりがな			
氏名			
生年月日			
住所			
学部・学科名	学部	学科	
学生番号			
環境マインド 養成科目履修結果	授業科目名	履修結果	
I S O内部監査 ・ T E A S 審査 従事実績	区 分	従事期間	
	I S O内部監査	年 月 ~	年 月
	T E A S 審査	年 月 ~	年 月
学外活動実績	学年	活動日	活動内容
資格取得状況	資格名		資格取得日

学外活動状況は、その活動がわかる資料の写しを添付
資格の合格通知など資格取得状況がわかる資料の写しを添付

第 号

公立鳥取環境大学環境士認定証

氏 名
年 月 日 生

公立鳥取環境大学環境士の資格認定に関する規程に基づき公立鳥取環境大学環境士の資格を有することが認められましたので認定します

年 月 日

公立鳥取環境大学
学長